

新潟市亀田地区コミュニティセンター
指定管理者申請者評価会議 議事録

- 1 日時 平成29年10月17日(火) 午後2時～午後3時30分
- 2 場所 江南区役所 3階 301会議室
- 3 委員 小木 美鈴 (新潟市江南区自治協議会 委員)
西島 功 (新潟市江南区老人クラブ連合会 亀田地区協議会 事務局長)
石澤 正明 (亀田地区公民館運営審議会 委員)
- 4 事務局 堀越 幸弘 (江南区地域課長補佐)
伊藤 聡 (同課地域振興係長)
鳥越 章仁 (同課地域振興係副主査)
- 5 申請者 坂井 信行 (亀田地区コミュニティセンター管理運営員会 会長)
赤塚 伸一 (亀田地区コミュニティセンター管理運営員会 会計)
- 6 傍聴人 0人

7 発言内容

1 開会	
事務局：伊藤	ただ今より「第2回 新潟市小杉地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議」を開催いたします。本日はお忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。事前に配布させていただいた次第に基づきまして、会議を進ませていただきます。 それでは、初めに江南区地域課長補佐からご挨拶申し上げます。
2 江南区役所地域課あいさつ	
事務局：堀越	お忙しいところ、ありがとうございます。 いよいよ今日は評価会議の本番ということになります。運営委員会の方からは坂井会長と管理人の赤塚さんの2人が来ていますので、不明な点があれば何でもご質問いただき、自身をもって評価をしていただきたいと思います。 本日はよろしく願いいたします。

3 議事

(1) 現指定期間の指定管理者評価について

事務局：伊藤

それでは、議事に入らせていただきます。

議事「(1)現指定期間の指定管理者評価について」事務局より説明します。

事務局：鳥越

評価会議事務局を担当しております、江南区役所地域課・鳥越と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

では早速、議事「(1)現指定期間の指定管理者評価について」に入らせていただきます。

市では、指定管理者が施設を適正に管理しているか、毎年、年度末に評価を実施することとしています。この評価は、本日の会議で皆様からしていただく評価とは別のもので、市の立場から指定管理者を評価するものになります。皆様の評価は「申請者が次の指定管理者として適切か」を判断していただくものですが、私どもが行っているのは「過去1年間指定管理者として適切に施設を管理していたか」という過去の実績を評価するものになります。本日の会議にあたり、皆様の評価の判断材料としていただくため、昨年度末に実施した市の評価を提示させていただきたいと思ひます。

それでは資料をご覧ください。この資料では、市で定めた項目について、基準を満たしているかそれぞれ評価をしています。

項目の大きなくくりとしまして、「1施設サービス提供」、「2事業」、「3施設の管理」、「4歳入歳出」、そして最後に「5総合評価」があり、さらにそれぞれ細かな評価項目に分かれています。

表の中で、○や◎がついている欄がありますが、これは各評価項目について、指定管理者が基準を満たしているかどうか判断したものになります。◎、○、△、×の4段階評価で、○が基準を満たしていること、つまり合格点になります。◎を基準としまして、通常以上に目覚ましい成果があれば◎、基準を下回る場合は△、基準を著しく下回った場合は×としています。

具体的に見てみますと、亀田コミセンについては、ほとんどが○、つまりは基準を満たしているという評価であり、3カ所、特に成果が上がった項目が認められたため、◎をつけてあります。一つ目が「案内等の対応と接遇」、2つ目が「地域貢献活動」、3点目が「利用者増等」です。「案内等の対応と接遇」については、接遇に関して利用者からの苦情などがほとんどなく、逆にお褒めの言葉を多くいただいていること、そして「地域貢献活動」については、自主事業を積極的に行い、地域の活性化に貢献していること、最後「利用者増等」については、当初の想定以上に利用者が伸びていることをそれぞれ評価し、◎としています。

そして各項目に付けた○や◎の数に応じて、大項目ごとにA～Dまで評価を

	<p>つけてあります。評価としましては、4つすべてを「B」評価としています。</p> <p>そして最後の総合評価として、(資料の下のところを読み上げますが)「指定管理者は、指定管理施設をコミュニティ活動の中心的施設として地域住民に密着した施設として管理運営し、地域利用団体との連絡調整などを円滑に行い、良好な関係を維持している。また、地域の文化活動活性化や、施設利用拡大へ向け、自主事業を実施するなど、積極的に地域と関わりを持ちながら運営にあっている。」とし、指定管理者として適切に施設を管理・運営していると評価しています。</p> <p>議事の「(1)現指定期間の指定管理者評価について」の説明は、以上でございます。</p>
<p>(2)指定管理者申請者の評価について</p> <p>①評価会議の流れと評価方法</p>	
<p>事務局：鳥越</p>	<p>「①評価会議の流れと評価方法」について説明いたします。</p> <p>まず、今回の会議の流れですが、この後、申請者から部屋に入っていただき、事前にお配りしました申請書類について申請者と事務局の方から説明させていただきます。ちなみに、申請書類は、「業務仕様書」を基に、申請者が来年度以降の計画についてまとめた資料になります。</p> <p>そして申請書類の説明が終わりましたら、「申請者へのヒアリング」として、申請者への質問時間を設けます。</p> <p>最後に、皆様から指定のシートに評価を記入していただき、その評価結果についてご意見を聞き取らせていただきたいと思います。</p> <p>具体的な評価の方法についてですが、資料A3版の大きさの「評価表」をご覧ください。皆様には、こちらのシートを用いまして、申請者の評価をしていただきます。全部で11項目ありますので、各項目について特に問題がなければ「適」に、不適切ということであれば「否」にそれぞれ○を記入していただきたいと思います。</p> <p>「①評価会議の流れと評価方法」の説明は、以上でございます。</p>
<p>(2)指定管理者申請者の評価について</p> <p>②指定申請書等の説明</p>	
<p>事務局：伊藤</p> <p>申請者：坂井</p>	<p>(申請者入室・着席)</p> <p>それでは、「② 指定申請書等の説明」に入らせていただきます。時間の都合もございますので、前半は申請者、後半は事務局よりそれぞれ説明させていただきます。</p> <p>管理運営委員会の坂井でございます。</p>

	<p>日頃はコミュニティセンターの利用促進にご協力くださいまして、お礼申し上げます。</p> <p>我々、管理運営委員会は、平成27年度のコミセン開設の時から指定管理者として指定されまして、今年度で1期目が終了するところであります。</p> <p>その間、コミュニティセンターを地域活動の拠点施設として管理運営し、住みよい地域社会づくりの推進に寄与できたと思っております。</p> <p>今後も利用者に気持ち良く使っていただけるよう、管理運営してまいりたいと思っております。</p> <p>最後に、来年度からの2期目の指定管理者として、地域住民の連帯感を発展させる施設、地域コミュニティ活動の中心施設として、市の指定を受け、管理運営を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局：鳥越	<p>ありがとうございます。それでは続いて、申請書のご説明をお願いします。</p>
申請者：坂井	<p>付箋(1)の「団体の概要」をご覧ください。こちらでは、我々の組織について基本的な内容を記載しております。</p> <p>我々は「亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会」と申しまして、亀田地区の自治会及び関係団体から選出された代表者で構成しております。</p> <p>「運営主旨」の欄の2番のところに記載してありますが、本会の目的として「地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設として活用できるよう、新潟市の指定を受け、自主管理・運営を行うこと」を掲げ、施設の管理運営にあっております。</p> <p>付箋(2)「事業計画書」をご覧ください。</p> <p>こちらの資料では、来年度以降の事業計画についてまとめてあります。</p> <p>まず、「1 施設運営の基本方針」のところですが、こちらではどのように施設を運営していくか、基本的な方針を定めてあります。</p> <p>1点目として、亀田地区コミュニティ活動の発展・振興を図ること、2点目として、施設の平等利用を図ること、最後3点目として、この事業計画に沿って施設を適正に管理し、地域との交流促進を図ること、をそれぞれ定めています。</p> <p>「2 施設の運営体制」以降につきましては、事務局に説明を引き継がせていただきますので、よろしく願いします。</p>
事務局：鳥越	<p>それでは、これ以降については、時間の都合もございますので、私が申請者の代理人と言う立場に立ってご説明させていただきます。申請者にお聞きしたいことなどがありましたら、説明の後に時間を設けますので、その際をお願いします。</p>

A3 の評価シートをお手元にご用意ください。ここから先は、申請書類を頭から読み進めていくといったことはせず、この評価シートを基に、申請者が立てた事業計画が各評価項目の基準を満たしているか、各資料と照らし合わせながらご説明させていただきます。なお、記入については最後に時間を設けますので、その際にまとめてお願いいたします。

まずは1つ目、「1. 団体について」ですが、右から2つ目の欄「適否の判断基準」のところで、「自治会・町内会等の地域団体が構成メンバーに入っているか。または、(申請者が)地域コミュニティ協議会か。」ということが判断基準になっています。こちらを判断するための資料が申請書類の「(1) 団体概要」になります。一番大きい欄の「運営主旨」、その中の1つ目のところですが、「1. 本会は、亀田小学校区コミュニティ協議会及び亀田東小学校区コミュニティ協議会から選出された代表者により構成し、その運営について民主的に行うものとする。」としており、2つのコミ協が組織の母体となっていることが分かります。

次に2つ目、「2. 施設の管理方法」ですが、こちらでは「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第12条の各号の内容が記載されているか。」ということ判断基準にしています。第12条の各号の内容についてですが、これは評価シートの下の方に記載してあります。前回の会議でも説明しましたが、指定管理者が実施すべき業務として7項目を挙げてあり、これらが計画書に盛り込まれているかが判断基準になります。

時間の兼ね合いもありますので、詳細については省かせていただき、7項目が資料のどの部分に記載されているかということに注目してご案内させていただきます。資料は申請書類の「(2) 事業計画書」になりますので、ご用意をお願いします。

一つ目「(1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務」ですが、これは2ページの上の方のカタカナの「エ」のところにまとめてあります。

次に「(2) 利用の許可に関する業務」ですが、これは1ページの下の方のカタカナ「イ」のところに記載されています。

次に「(3) 許可の条件に関する業務」ですが、こちらは本日お配りした追加資料の「④利用の決まり」に細かく記載してあります。

「(4) 第9条の規定による退去等の命令に関する業務」ですが、これは2ページの真ん中の少し上、カタカナの「オ」のところにまとめてあります。

「(5) コミュニティセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務」ですが、1ページに戻って、①日常業務の中のカタカナの「ア」のところにまとめてあります。

	<p>「(6)第1条に規定する目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務」ですが、こちらは団体が企画する自主事業のことになりますので、3ページの(9)自主事業計画のところでまとめてあります。</p> <p>最後に「(7)前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の管理上市長が必要と認める業務」ですが、2ページの真ん中より少し下の「③年間業務」の中の一番下の点の部分で触れられております。</p> <p>以上ですが、7項目すべて、この事業計画書に盛り込まれております。</p> <p>評価シートの3点目に移ります。「3. 事業提案内容」ですが、こちらは「団体が計画し行う自主事業が1つ以上記載されているか。」が判断基準になります。</p> <p>資料は「(2)事業計画書」の3ページ目の「(9)自主事業計画」の部分になります。この点については、管理運営員会の方からご説明させていただきます。</p> <p>申請者：坂井 はい。では私の方からお話しさせていただきます。</p> <p>資料に書いてある通りとなりますが、まずコミセン広報紙発行ということで、6月に広報紙を発行することとしています。</p> <p>次にプランター花植えですが、この事業は地元の小学生・中学生と一緒にやっています、プランターの花植えを通して、世代間交流を図ろうということやっております。秋になりましたら、冬越えの花を植えることも検討しています。</p> <p>次に七夕飾りですが、これは「施設の玄関に何かほっとするものを設置したい」という考えから、正月、お雛様、節句の兜、七夕飾り、クリスマスと、七夕飾り以外にも一年を通して、季節の飾り立てを行うようにしています。</p> <p>そして11月は地域文化祭ということで、6日間かけて行うこととしています。おかげさまで好評をいただいております、今年も来月に実施する予定となっております。単に展示と発表を行うだけでなく、喫茶スペースを設けて、来場者が交流を図れるようにもしています。去年は来場者が1,700人を超えて、今年はそのままでうまくいかないかもしれないですけども、頑張っってやっていこうかなと思っております。</p> <p>あと、ホワイエ作品展示ですが、これは亀田の街中にあるよりなせ家と協力してやっています、よりなせ家で展示した地域の方の作品を亀田コミセンにも持ってきて、2ヶ月周期で展示替えするようにしています。</p> <p>事務局：鳥越 ありがとうございます。</p> <p>では、続いて評価シートの4点目に移ります。「4. サービス向上に向けた取組」ですが、「サービス向上に向けた取組が1つ以上記載されているか。」が判断基準となります。</p>
--	---

資料は「(2)事業計画書」で、3ページ目の「(11)サービス向上に向けた取り組み」が該当部分になります。取組として4点挙げられています。読み上げますと、まず1点目「利用者の声に積極的に耳を傾け、利用者ニーズの把握に努める」こと。次に「江南区及び他区のコミュニティセンター及びコミュニティハウス指定管理者との連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す」こと。3点目として「定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める」こと。最後4点目として「コミュニティセンターの利用者の拡大を図るため、地域コミュニティ協議会広報紙などを活用したPR活動に積極的に取り組む」こととなっています。

評価シートの5点目に移ります。「5. 要望や苦情への対応」です。評価の基準は「要望や苦情を受けるための仕組みが1つ以上記載されているか」ということになります。資料は「(2)事業計画書」になりまして、該当箇所は3ページの「(6) 要望や苦情に対する対応」になります。内容は記載の通りとなりますが、読み上げますと「利用者からの要望や苦情の受付は、窓口、管理人への直接申し入れ、意見箱の設置、電話など門戸を広げることで、誰でもどこからでも申し入れできる体制を整備するものとする。また、寄せられた要望や苦情には真摯で誠実な対応を心掛け、原則、即日対応するものとする。なお、即日対応できない事項は、必要に応じ江南区役所地域課へ報告及び連携するとともに、できるだけ迅速に対応するものとする。」とされております。

評価シートに戻りまして、続いて6点目「予算の範囲内での適正な執行」になります。判断基準は「収支計画書により、収支が提示されているか。経費削減の取組が1つ以上記載されているか。」になります。

まずは「収支計画書」ですが、資料は「(3)収支計画書」になります。こちらでは来年度の収支の予算が示されています。左が指定管理料、つまり市の持ち出しで賄う項目となっておりまして、右は利用料金、つまり施設の利用料金から指定管理者が捻出する項目となっています。それぞれ基本的には前年踏襲の金額となっていますが、来年度より消費税が課税される予定であることから、その分の金額が指定管理料に上乗せする予定となっています。

次に判断基準の後半の「経費削減の取組が1つ以上記載されているか。」ですが、こちらに関連する資料は、「(2)事業計画書」の先ほどの続きになりまして、3ページの「(8)管理経費削減の取り組み」の部分になります。内容は書いてある通りとなりますが、「光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要のない箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理経費の節減に努める。」とされております。

続きまして評価シートの「7. 従事者の雇用・労働条件」に移ります。判断基準は「1日に8時間、1週間に40時間を超えていないか。労働条件は、労働関係法令(労働基準法ほか)に照らして適正か。」になります。

資料は「⑤管理人・清掃員雇用状況」になりまして、「(8)組織・人員体制及び雇用・労働条件」になります。亀田コミセンでは現在4名の管理人と1名の清掃員を雇用してまして、来年度以降も同様の人数・条件で雇用する予定となっております。管理人については、一日を午前・午後・夜間の3つに分け、4人でローテーションして回しています。清掃員については、毎日午前8時半から午後10時までの1時間半、施設の清掃をしていただくこととしています。管理人・清掃員共に労働時間は一日8時間以内、また一週間40時間以内に抑えており、その他の労働条件についても各種法律と照らし合わせて適切に設定されております。

評価シート「8. 地域貢献活動の実績」に移ります。判断基準は「地域の活動に協力しているか」になります。

資料は「(2)事業計画書」の3ページになりまして、「(9)自主事業計画」になります。先ほどもお話ししましたが、毎年11月に地域文化祭を実施しており、地域団体に活動発表の場を提供しております。また、資料に記載はありませんが、地域やコミ協、学校等と協力して、防災訓練なども実施しております。

評価シート「9. 安全確保・災害時の対応」に移ります。判断基準は「緊急対応マニュアルが作られているか。災害時の避難訓練が毎年1回以上計画されているか。」です。緊急対応マニュアルですが、こちらは資料「②」のことになりまして、災害等の緊急時に施設としてどのように対応すべきかまとめてあります。後半の「災害時の避難訓練」についてですが、こちらは「(2)事業計画書」の3ページに記載してありまして、「(7)災害等発生時時の対応」の最後に「年1回以上、避難訓練等を実施する」としてあります。

評価シート「10. 個人情報保護の取組・関係法令の遵守」に移ります。判断基準は「個人情報保護マニュアルが作られているか。個人情報の取り扱いについての研修が1回以上計画されているか。」になります。

個人情報保護マニュアルですが、これは「①新潟市亀田地区コミュニティセンター個人情報保護要綱」のことになりまして、こちらを用いて管理人向けに研修も実施することとしております。また、現在の状況として、日頃から個人情報の取扱いには十分注意を払っており、適切に管理されています。

	<p>最後に、評価シート「11. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」についてになります。判断基準は「施設の管理運営に1人以上の女性が関わっているか。」です。</p> <p>資料は、「(5) 役員名簿」になりまして、女性登用の観点から、現在、3名の女性を役員に任命しております。上から4番目の渡邊さん、その2個下の湯田さん、そして一番下の渡邊さんの計3名です。また、指定管理者の方で雇用している清掃員さんも女性でありまして、指定管理者として積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいただいております。</p> <p>以上、全11項目についての説明は終わりになります。事業計画は基準を満たすようにまとめられており、書類上は問題ないと考えます。</p> <p>「指定申請書等の説明」は、以上となります。</p>
<p>(2) 指定管理者申請者の評価について</p> <p>③ 申請者へのヒアリング</p>	
事務局：伊藤	<p>続いて、「③ 申請者へのヒアリング」へ移らせていただきます。</p>
	<p>先程の説明、またその他指定管理全体に係ることで申請者にご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員：西島	<p>広報紙は亀小コミ協と東小コミ協の区域内では全戸配布、それ以外の亀田地区では回覧だったと思うが、すべて全戸配布にした方が良いのではないですか。</p>
申請者：坂井	<p>当初、利用料金がどれだけの上がりがあるのか分からない中、すべてを全戸配布とした場合、予算が不足することも考えられたので、亀小、東小は全戸配布、それ以外は回覧という取扱いにしていました。ただご指摘の通り、全戸配布とした方が親切かとも思いますので、検討してみたいと思います。</p>
委員：西島	<p>文化祭で喫茶室を開かれていて、私もスタッフとして参加させてもらったことがあるのですが、男だと敬遠されてしまうと思うので、女性の方がいいのではないかなと思います。</p>
申請者：坂井	<p>今日これから準備会を行う予定でして、そこで検討させていただきます。</p>
委員：小木	<p>労働条件のところ、一日に8時間、一週間で40時間という決まりがありますが、その辺りの管理はどのようにしているのですか。</p>

申請者：赤塚	今は出勤簿を作成し、それで管理しています。出勤者に判子を押しもらい、月単位で出勤状況がわかるようにしています。
委員：小木	災害時の対応で避難訓練を毎年1回行うとされていますが、実際に実施していますか。
申請者：赤塚	我々と一部の利用者と協力しながら実施しています。
申請者：坂井	消防署の方とも協力しながら、年に2回行っていますね。
委員：小木	個人情報について、具体的にどのような管理をしていますか。
申請者：赤塚	利用簿などについては、ファイルに綴じて棚に入れ、鍵をかけて保管しています。
申請者：坂井	たとえば、文化祭の開催のために、協力者の個人情報を収集することがあるのですが、文化祭以外には使いませんよと事前に説明をし、職員には厳重に管理するよう、毎回口を酸っぱくして指導しています。
申請者：赤塚	シュレッダーも用意しているので、必要のなくなったものはその都度破棄するようにしています。
委員：石澤	管理人の方の挨拶がしっかりしていて、利用していて気持ちいいと思うのですが、何かそういう方を育てるコツとかはあるのですか。
申請者：坂井	事業計画で研修会を行うと書きましたが、（それはそれとして）我々は日々研修だと思っております。管理人さんのところにくる苦情をみんなで共有し、改善していこうと取り組んでいます。役員会や総会の際には、どういった問題があるのか検討し、管理人だけでは対処しきれない問題は役員が一体となって解決に当たるようにしています。このような体制で臨むことで、管理人にも積極的な姿勢が生まれるのではないかなと考えています。マニュアルもありますので、それを日々眺めるようにもしています。
委員：石澤	施設をみんなで育てていこうという意識が感じられ、すごくいいなと感じています。

事務局：伊藤	<p>他にございますでしょうか。ないようでしたら、ヒアリングを終了させていただきます。</p> <p>(申請者退席)</p>
(2)指定管理者申請者の評価について	
④申請者評価	
	※新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱第6条に基づき、非公開とする。
(2)指定管理者申請者の評価について	
⑤意見交換	
	※新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱第6条に基づき、非公開とする。
4 指定管理者候補者の確認	
事務局：伊藤	<p>最後に、これまでの評価結果を踏まえまして、「亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会」を、新潟市亀田地区コミュニティセンターの次期指定管理者としてよろしいでしょうか？</p> <p>(各委員より一斉に「異議なし」と承認。)</p> <p>ありがとうございました。</p>
5 閉会	
事務局：伊藤	<p>以上をもちまして評価会議を終了いたします。</p> <p>本日は、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございました。</p>